

住民票・印鑑登録証明書

自動交付機で
取得できます

市民課前(市役所1階)の自動交付機の稼働時間が、1月4日(火)から平日のみ午後7時まで延長(従来は午後5時まで)されます。自動交付機を利用するには、あらかじめ暗証番号が登録された専用

カードが必要です。専用カードには、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。

専用カードの交付申請の際には暗証番号(4けたの数字)の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。

必要なものⅡ印鑑登録証(すでに

印鑑登録している人)、印鑑(新

規で印鑑登録する人は登録する

印鑑)、官公署発行の顔写真付

き本人確認書類

受付場所Ⅱ市民課(赤坂・遠山

分室では受け付けできません)、

下総・大栄支所市民福祉課

顔写真付き本人確認書類がない

場合は、登録する印鑑と本人確

認できるもの(保険証や年金手帳

など)を持って申請してください。

後日、申請人の意思確認のための

「照会書」を自宅に郵送しますの
で、「回答書」欄に押印し必要事
項を書いて、窓口につけてきてく
ださい。

顔写真付き本人確認書類がない
人でも、成田市に印鑑登録してい
る人を保証人として申請した場合
は即日交付が受けられます。その
際、保証人の登録印が押印され、
登録番号・住所・氏名の書かれた
保証書が必要になります。

※自動交付機で利用できる紙幣は
千円札のみ、硬貨は10円以上で
す。くわしくは市民課(☎20・
1525)、下総支所市民福祉
課(☎96・1113)、大栄支所
市民福祉課(☎73・8066)へ。

人権教室&こども茶論

高岡小学校の児童が
市長を囲んで

人権擁護委員、小泉市長を講師
に、人権への意識を高めるための
「人権教室」と、市長と小学生が
直接対話する「こども茶論」が11
月15日、高岡小学校で開催されま
した。

参加した4～6年生の児童は



人権イメージキャラクターと記念撮影

「人権教室」で、人権という言葉
の意味、人権の大切さについて説
明を受け、その後の「こども茶
論」では、市長から学校生活や今
興味のあることについて質問され、
大きな声で元気に答えていました。
最初はやや緊張気味の子どもた
ちでしたが、次第に雰囲気慣れ、
市長に地元のお気に入りの場所を
紹介したり、将来の夢を発表した
りするなど活発に発言し、市長と
の交流を楽しみました。

こども茶論終了後、子どもたち
は、人権イメージキャラクターの
人KENまもる君・人KENあゆ

みちゃんと一緒に人権〇×クイズ
に挑戦しました。
※くわしくは市民協働課(☎20・
1507)へ。

中小企業退職金共済

加入事業主に
補助金が交付されます

対象Ⅱ平成22年1月1日～12月31
日に中小企業退職金共済掛金を
支払った事業主

補助率Ⅱ共済制度に加入した月か

ら12カ月は掛け金の20%、13

60カ月は10%

限度額Ⅱ年額12,000円(従

業員1人当たり)

申請方法Ⅱ1月28日(金)までに所

定の申請書・支払明細書などを

商工課(市役所4階)へ

※くわしくは同課(☎20・162

2)へ。



市長日誌

【12月1日～15日】

2日	観光宣伝キャンペーン出発式
3日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
5日	印旛都市駅伝競走大会 出場選手激励 子ども会まつり 民生委員・児童委員並びに主任児童委員退任式・委嘱状伝達交付式 街に明かりを灯そう2010inなみき
6日	医療問題特別委員会 建設水道常任委員会
7日	経済環境常任委員会
8日	新駅・基幹交通網整備促進特別委員会 新清掃工場整備特別委員会
9日	総務常任委員会
10日	迎春対策会議 冬の交通安全運動並びに防犯街頭キャンペーン
12日	中郷地区駅伝大会
13日	NARITA花火大会in印旛沼5th反省会
14日	12月定例市議会閉会 議場コンサート



子ども会まつりであいさつ

住宅の耐震性について相談してみませんか。建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。

期日
①1月29日(土)
②2月25日(金)
③3月27日(日)



木造住宅無料耐震相談会 建築士が応じます

時間 午前9時～正午、午後1時～4時
会場 ①中央公民館2階第3サークル室
②③市役所5階501会議室

内容 建築物の耐震性や耐震診断・耐震改修の工法などの相談(相談時間は1時間程度)
対象 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)、木造在来構法で2階建て以下のものを市内に所有し、自らが居住している人
定員 8人(1回当たり・先着順)
持ち物 図面(持っていない人は簡単な間取り図)
申込方法 開催日の7日前(土・日曜日、祝日の場合はその前日)までに建築住宅課(市役所5階・☎20・1564)へ
※くわしくは同課へ。

迷惑駐車 運転者のモラルにかかっています

最近、駅周辺だけでなく住宅街などでも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化してほしいという要請や苦情が後を絶ちません。
迷惑駐車は緊急車両の通行の妨げになり、特に消火栓・曲がり角・車庫の出入り口付近などに止めることは、市民生活に重大な影響を及ぼします。
市では、街頭での啓発などを通じて運転者の意識改革を訴えており、警察署に取り締まりの要請もしています。
しかし、迷惑駐車を無くすには最終的に運転者一人一人のモラルや良心に頼らざるを得ません。迷惑駐車をする人には、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、

駐車場の確保について周囲の人たちと話し合ってみてください。
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

ごみ分別区分の見直し(素案) パブリックコメントの 結果を公表します

ごみ分別区分の見直しについて、市民の皆さんに素案を公表し、意見を募集(パブリックコメント)した結果をお知らせします。
意見の募集期間 10月1日～22日
実施方法 広報なりた10月1日号、クリーン推進課ホームページに募集記事を掲載
結果 意見の提出はありませんでした
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

中小企業資金融資制度

運転資金や 設備資金などに

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者
資金の種類と限度額
○設備資金…3,000万円
○運転資金…1,500万円
○零細企業向け資金(運転・設備)

…750万円
○季節資金…300万円
利率(年率)
○運転・設備・零細企業向け資金
●1年以内…2・7%
●1年を超え3年以内…3・0%
●3年を超え5年以内…3・1%
●5年を超え10年以内…3・3%(設備資金のみ)
○季節資金
●6カ月以内…2・6%
●利子補給率(年率)…2・5%
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

地デジの準備お済みですか?



でんわ、急げ!
デンサポへ

☎043-333-7100

平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～18:00

デンサボ千歳は、総務省千葉県テレビ受信者支援センターの愛称です。



農薬の安全使用

飛散による被害を防ぐために



住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には、農薬の飛散による住民への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使わないことを心掛けましょう。

農薬を散布せざるを得ない場合は、飛散防止に十分配慮しましょう。

農薬の使用回数と量を減らす

- 病虫害や雑草を早期に見つける
- 「毎年同じ時期に散布しているから」といった理由での定期的散布はやめる
- 栽培前に、病虫害に強い作物や

樹木・品種を検討する

- 連作を避け、適切な土作りや施肥をする
- 農薬以外での防除を優先させる
- 飛散防止に配慮する
- 飛散しない農薬を選ぶ
- 風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで散布する。近くに学校・通学路がある場合、子どもに影響が出ないように注意する
- ラベルに記載された内容に従って農薬を使用する
- 散布区域に人が入らないよう対策を立てる
- 事前に十分な周知を行う
- 散布する場合は、周辺住民への事前の連絡や、看板による告知などで十分に周知する。散布をする場所の近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者などにも連絡する
- 使用履歴を記録して保管する
- むやみな現地混用は行わない
- 情報がない状況での現地混用、特に有機リン系同士の混用はし

ない

※くわしくは農政課(☎20-1541)または農林水産省ホームページ(Ⓐ<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>)へ。

おむつ使用確認書

確定申告用に発行します

介護保険の要介護認定を受けておむつを使用している人が、確定申告で医療費控除を受ける場合、次の要件を満たしていれば、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ使用確認書」を使用することができま

○前年の確定申告でおむつ代に係る医療費控除を受けている

○平成21年中または平成22年中に主治医意見書が作成されている人で、寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できる(平成21年中の認定は、要介護認定の有効期間が12カ月を超える場合)

※確認書の交付についてくわしくは介護保険課(☎20-1545)、医療費控除についてくわしくは市民税課(☎20-1513)へ。

医療費通知

国民健康保険加入者の皆さんへ

市では、1月末に国民健康保険に加入している世帯主あてに医療費通知を送付する予定です。

この通知は、市民の皆さんが国民健康保険で受診した総医療費と市が負担した額をお知らせするものです。

送付を希望しない場合は、1月21日(金)までに保険年金課へ連絡してください。拒否の意思表示がない場合には、同意が得られたものとして送付します。

すでに送付を希望しない旨の連絡をしている場合は、再度連絡の必要はありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

空き地の管理

所有者はしっかりと

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や害虫類の発生原因となり、周囲に迷惑を掛けます。また、冬季には空気が乾燥し、草も立ち枯れ状態となっ

1月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
1月11日(火)	並木町地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

ていることから、火災も発生しやすくなっています。

空き地の所有者は周囲の迷惑にならないよう早めに草を刈るなど、しっかりと土地管理に努めてください。

市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。